

健 健 安 第 2718 号
令和 2 年 7 月 21 日

市内医療機関の皆様

横浜市保健所長 田畑 和夫

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における
新型コロナウイルス感染症患者及び無症状病原体保有者の退院の
取扱いに関する質疑応答集（Q&A）について

日ごろから、横浜市の感染症対策に御協力いただき厚く御礼申し上げます。

今般、厚生労働省健康局結核感染症課から、感染症の予防及び感染症の患者に対する
医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者及び無症状病原体保有者の
退院の取扱いに関する質疑応答集（Q&A）について、事務連絡がありました。

つきましては、本通知について、周知いたします。

< 添付資料 >

- ・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者及び無症状病原体保有者の退院の取扱いに関する質疑応答集（Q&A）について

（令和 2 年 7 月 17 日付厚生労働省健康局結核感染症課事務連絡）

担当：横浜市健康福祉局健康安全課
健康危機管理担当（電話 671-2463）

事 務 連 絡
令和 2 年 7 月 1 7 日

各 { 都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区 } 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局結核感染症課

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者及び無症状病原体保有者の退院の取扱いに関する
質疑応答集（Q&A）について

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）における新型コロナウイルス感染症の患者及び無症状病原体保有者の退院の取扱い（以下「退院基準」という。）については、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者の退院及び就業制限の取扱いについて（一部改正）」（令和 2 年 2 月 6 日健感発第 0206 第 1 号厚生労働省健康局結核感染症課長通知。同年 6 月 25 日最終改正。）においてお示ししているところですが、退院基準に関する質疑応答集（Q&A）を別添のとおり取りまとめましたので、御了知いただくとともに、関係機関への周知をお願いします。

退院基準に関するQ & A（令和2年7月17日版）

- ① 発症日から10日間経過の中に、症状軽快後72時間を含めて考えてもよいですか。…………… 2
- ② 今般の退院基準については、透析患者やがん患者、妊産婦などの配慮が必要なハイリスク者についても、同様に適用されることと理解してよろしいですか。…………… 2
- ③ 症状の軽快とは何をもちて軽快というのか。基本的には担当医の判断ということによいですか。…………… 2
- ④ 呼吸器症状は残っていますが、PCR検査の結果陰性であった場合には、退院又は入院勧告を解除して差し支えないですか（肺障害が残存し、気管切開して長期人工呼吸器管理になった場合等）。…………… 2
- ⑤ 唯一の症状が味覚障害である場合は、それを自覚した日が発症日ですか。また、それが軽快しない場合はどうすればよいですか。…………… 3
- ⑥ 2回のPCR検査の結果、陽性であった場合であっても、発症日から10日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した場合には退院可能ですか。陽性であっても退院できる理由も併せて教えてください。…………… 3
- ⑦ 退院基準の条件を満たしても、何らかの理由で感染性が依然として高いという懸念が担当医から示されている場合は、都道府県知事等の判断で入院勧告の延長は可能ですか。また、その場合の入院医療費は、引き続き公費負担の対象となりますか。…………… 3
- ⑧ 2回のPCR検査の考え方ですが、1回目陰性、2回目陽性、3回目陰性の場合には退院可能ですか（連続2回ではなく累計2回の陰性で退院可能なのですか）。…………… 3
- ⑨ 無症状病原体保有者が、新たに症状を呈した場合には、その時点を発症日0日目として新たに退院基準の流れとなりますか。…………… 4
- ⑩ 有症状者が一旦症状軽快し、その後、再度症状が再燃した場合には、再燃の時点を0日目と起算するのですか、それとも初回の発症日を0日目としたままでよいのですか。…………… 4
- ⑪ PCR検査の陽性判明時点において、既に発症から10日間経過し、症状軽快後72時間経過し、退院基準を既に満たしていた場合には、入院勧告は不要ですか。…………… 4
- ⑫ 「解熱剤を使用せずに解熱し」とありますが、呼吸器症状など他の症状については、対症療法薬を使用していても「軽快した」とみなせるのですか。…………… 4
- ⑬ 「10日間経過」には時間の概念は含まれないのですか（無症状者の場合は、陽性確定に係る検体採取が朝7:00の場合と深夜23:50の場合で経過日数の計算に違いがありますか）。…………… 4
- ⑭ 退院基準を満たすと、有症状者が無症状者病原体保有者よりも早く退院できることになるのはどうしてでしょうか。…………… 5
- ⑮ 無症状病原体保有者の退院基準に6日間経過とあるが、この根拠は何ですか。…………… 5

① 発症日から 10 日間経過の中に、症状軽快後 72 時間を含めて考えてもよいですか。

(答)

お見込みのとおりです。

なお、10 日間と 72 時間の考え方を整理すると以下のとおりです。

- ・ 10 日よりも前に症状軽快し、かつ、10 日よりも前に 72 時間経過した場合、10 日間経過で退院可。
- ・ 10 日よりも前に症状軽快し、10 日よりも後に、72 時間経過した場合、72 時間経過後に退院可。

② 今般の退院基準については、透析患者やがん患者、妊産婦などの配慮が必要なハイリスク者についても、同様に適用されることと理解してよろしいですか。

(答)

お見込みのとおりです。

③ 症状の軽快とは何をもって軽快というのか。基本的には担当医の判断ということでしょうか。

(答)

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者の退院及び就業制限の取扱いについて（一部改正）」（令和 2 年 2 月 6 日健感発 0206 第 1 号厚生労働省健康局結核感染症課長通知）の「第一 退院に関する基準」において、「症状軽快とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることとする」とお示ししています。

なお、個別具体的な症状軽快の判断については、お見込みのとおり担当医の判断になるものと考えます。

④ 呼吸器症状は残っていますが、PCR 検査の結果陰性であった場合には、退院又は入院勧告を解除して差し支えないですか（肺障害が残存し、気管切開して長期人工呼吸器管理になった場合等）。

(答)

PCR 検査結果等を加味して、担当医において感染症のまん延のおそれがないと判断される場合には、都道府県において退院又は入院勧告を解除して差し支えありません。

⑤ 唯一の症状が味覚障害である場合は、それを自覚した日が発症日ですか。また、それが軽快しない場合はどうすればよいですか。

(答)

前段はお見込みのとおりです。

後段については、退院基準でお示ししている発熱及び呼吸器症状に係る基準を満たすかどうかについて御確認ください。

⑥ 2回のPCR検査の結果、陽性であった場合であっても、発症日から10日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した場合には退院可能ですか。陽性であっても退院できる理由も併せて教えてください。

(答)

お見込みのとおりです。

また、国内外の知見によると、発熱等の症状が出てから7日～10日程度経つと、新型コロナウイルス感染者の感染性は急激に低下し、PCRで検出される場合でも、感染性は極めて低いことがわかってきたため、入院や療養生活が始まってから、こうした期間が経過したかどうかと、各種検査の結果を総合判断して、元の生活への復帰を判断することとしました。

⑦ 退院基準の条件を満たしても、何らかの理由で感染性が依然として高いという懸念が担当医から示されている場合は、都道府県知事等の判断で入院勧告の延長は可能ですか。また、その場合の入院医療費は、引き続き公費負担の対象となりますか。

(答)

お見込みのとおりです。

ただし、協議会において慎重に判断してください。なお、入院措置の解除後も引き続き新型コロナウイルス感染症以外の理由で入院延長となる場合には、延長となった部分については公費負担の対象とはなりません。

⑧ 2回のPCR検査の考え方ですが、1回目陰性、2回目陽性、3回目陰性の場合には退院可能ですか（連続2回ではなく累計2回の陰性で退院可能なのですか）。

(答)

2回連続で陰性となるまでは、退院基準を満たさないものと考えます。

⑨ 無症状病原体保有者が、新たに症状を呈した場合には、その時点を発症日0日目として新たに退院基準の流れとなりますか。

(答)

お見込みのとおりです。

⑩ 有症状者が一旦症状軽快し、その後、再度症状が再燃した場合には、再燃の時点を0日目と起算するのですか、それとも初回の発症日を0日目としたままでよいのですか。

(答)

①同一の入院措置期間中に、症状が再燃した場合には、初回の症状発生日を0日目と考えますが、「症状軽快」については、最後にあった症状が軽快するまで満たさないものとします。

②一旦退院した場合の再燃については、新たに症状が認められた日を発症日としてください。

また、再燃の判断については、担当医の判断に基づいて決定してください。

⑪ PCR検査の陽性判明時点において、既に発症から10日間経過し、症状軽快後72時間経過し、退院基準を既に満たしていた場合には、入院勧告は不要ですか。

(答)

都道府県知事（保健所）等が、感染症のまん延のおそれがないと判断する場合には入院勧告は不要と考えられますが、個別の事案に応じて十分に御検討ください。

⑫ 「解熱剤を使用せずに解熱し」とありますが、呼吸器症状など他の症状については、対症療法薬を使用していても「軽快した」とみなせるのですか。

(答)

担当医の判断で「軽快した」と判断されるのであれば、必ずしも対症療法を全て終了する必要はないものと考えます。

⑬ 「10日間経過」には時間の概念は含まれないのですか（無症状者の場合は、陽性確定に係る検体採取が朝7:00の場合と深夜23:50の場合で経過日数の計算に違いがありますか）。

(答)

時間の確定ができる場合、時間の概念を含めて考えて差し支えありません。

陽性確定に係る検体採取が朝7時の場合、翌朝7時で1日経過、深夜23時50分の場合、翌23時50分で1日経過となります。

⑭ 退院基準を満たすと、有症状者が無症状者病原体保有者よりも早く退院できることになるのはどうしてでしょうか。

(答)

無症状者病原体保有者は、今後発症し、感染性が高くなる可能性があることを考慮しています。

⑮ 無症状病原体保有者の退院基準に6日間経過とあるが、この根拠は何ですか。

(答)

ダイヤモンド・プリンセス号における無症状病原体保有者の感染性に関する研究やCDC（米国疾病予防管理センター）の基準などを参考にしています。